

# 知財の広場

## (続) 知財関連メルマガ…雑感

よく読んでいるメールマガジン「日刊知財」(パテントサロン 発信)のピックアップ記事を読んだの雑感です。メルマガの見出しで著作権侵害の記事が何点か目に留まりました。いわゆるファスト映画の動画投稿者に損害賠償命令が出た記事やイラスト無断掲載の記事です。

今回はイラスト無断掲載の記事を取り上げたいと思います。地方自治体や学校などの広報に掲載されているイラストが著作権侵害の指摘を受けた例です。ネット検索でフリー素材として見つけたイラストを無料で利用できるものと誤認して著作権者の許諾なくそのまま、あるいは一部改変して採用し、広報誌として全戸配布し、また HP で広報を閲覧できるようにしている事案です。この場合、複製権や公衆送信権などを侵害してしまうことになり得ます。また、一部を改変していることで翻案権や同一性保持権の侵害も問われることとなります。

著作権(財産権)は無断で〇〇されない権利;いわゆる支分権の集合といわれています。

- ・無断で複製されない権利…複製権
- ・無断で公衆に伝達されない権利…上演権、演奏権、送信可能化権、公衆送信権など
- ・無断で二次的著作物を作成されない権利…翻訳権、翻案権

また、著作者にのみ専属し移転や相続ができない著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)があります。

ネットで「イラスト フリー素材」と検索するといとも簡単に素材にアクセスできます。フリー素材であっても商業利用については許諾が必要な場合があります。掲載サイトの規約をよく確認するとともに著作権者を特定し、著作物の利用許諾(著作権の譲渡やライセンス契約など)を得るようにしましょう。

著作権を侵害すると民事上の責任(侵害行為の差止め、損害賠償など)のほかに刑事罰の対象にもなり得ます。思想または感情を創作的に表現した作品・人を守るために著作権があります。安易な考えや“ただ乗り”は厳に慎みたいものです。

木村誠治 (知財ナビゲーター)